

令和2年度 藤沢清流高等学校 不祥事ゼロプログラム

藤沢清流高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり令和2年度不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

藤沢清流高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は本プログラムの実施にあたり、校長、副校長、教頭及び事務長を補佐し、不祥事防止に係るグループでの検討や事故・不祥事防止の研修を実施する。

2 課題、目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

【目標】公務員としての自覚と使命感を持ち、法令順守及び服務規律の徹底を図る。

【行動計画】①原則毎月1回、定例職員会議の後に事故防止研修を開催して各グループからの重点項目に関するテーマについて全職員で協議する。
②職員啓発資料等で不祥事の事例や守るべき義務を確認する。
③職員行動指針の周知・徹底を図る。

(2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

【目標】職場でのハラスメント行為を未然に防止し、県民からの信頼に応える健全な学校環境をつくる。

【行動計画】①不祥事防止研修を通じて意識啓発や未然防止に努める。
②管理職は職員に対し、個別面談での聞き取りを丁寧に行う。

(3) 生徒に対するわいせつ、セクハラ行為の防止

【目標】生徒へのわいせつ、セクハラ行為を決して起こさず、学校に対する信頼を確保する。

【行動計画】①生徒の人権に関する研修会を実施し、わいせつ、セクハラ行為の具体例の把握とその防止に努める。
②職員と生徒とのSNS等の利用禁止、適切な連絡方法の徹底を図る。

(4) 体罰、不適切な指導の防止

【目標】生徒への体罰、不適切指導を決して起こさず、学校に対する信頼を確保する。

【行動計画】①生徒の人権に関する研修会を実施し、体罰事例や不適切な指導例の把握とその防止に努める。
②生徒が気軽に相談できるよう、相談体制の整備を図る。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

【目標】ミスは起こりうる、誤りはあるとの前提に立ち、ミスを発見しやすい環境づ

くりとチェック体制の整備に努め、事故を未然に防止する。

【行動計画】①入学者選抜では本年度の選抜業務の反省点を踏まえた作業手順の見直しを行う。

②適切・公正な入学者選抜業務を行うため、事前研修を充実させる。

③事故防止研修を通じて、調査書、推薦書等の作成・発行についての注意点やスケジュールを職員に周知徹底する。

④調査書点検を全職員で行い、誤りを未然に防止する。

⑤事故防止研修を通じて、ミスが起きにくい作問や試験問題作成チェックリストの活用などについて徹底を図る。

⑥成績処理の点検確認は他教科を交えて複数回実施する。

(6) 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策

【目標】個人情報の流出を防ぎ、ウイルス対策の実施など情報セキュリティを保持する。

【行動計画】①USBメモリ等の外部記憶媒体を適切に管理し、携帯電話番号、電子メールアドレスなど個人情報の収集や外部持ち出しの適切な取扱いを徹底する。

②事故防止研修を通じて適切な情報管理やコンピュータウイルス対策を徹底する。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

【目標】交通事故を起こさないよう細心の注意をもって運転する、飲酒しての運転は絶対に行わない、という強い意識を持つ。

【行動計画】①事故防止研修を通じて交通安全、酒酔い・酒気帯び運転防止に関する啓発を図る。

②職員がお互いに注意をし合えるような職場づくりを目指す。

(8) 会計事務の適正執行（備品の現物照合）

【目標】規則に基づいた適正な会計処理及び財産管理を徹底する。

【行動計画】①事故防止研修を通じて全職員が会計処理について理解を深める。

②私費会計を対象に、5月中旬までに前年度の決算会計監査を、10月末までに中間会計監査を行う。

③備品の現物照合を行う。

(9) 外部からの連絡および情報提供に対する適切な対応

【目標】保護者や地域住民、その他の外部からの電話連絡・情報提供に対して迅速かつ適切に対応する。

【行動計画】①外部からの電話への対応、情報提供への対応として、記録に残すこと、関係職員や管理職へ早急に報告することを徹底する。

3 検証

(1) 中間検証

2に規定する行動計画について、令和2年10月までに中間検証を実施する。実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和2年12月末までに補完措置を講ずる。また、各目標の達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和3年3月に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定（各目標の修正を含む）が必要な場合は新たな目標設定を行ったうえで、次年度における藤沢清流高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3の(2)に係る検証結果を踏まえ、「実施結果」を取りまとめのうえ、藤沢清流高等学校ホームページに公表する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。